

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特別なお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症により健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、各種ご契約手続きにつきまして、以下の特別なお取り扱いを実施しておりますのでご案内いたします。

1. 保険料払込猶予期間の延長

保険料のお払込みが難しい場合、お申し出をいただくことで保険料の払込猶予期間を2021年7月31日（土）まで延長いたします。

2. 貸付金の返済ができないことによる保険契約の失効に関する猶予

契約者貸付を受けられているご契約や保険料の自動振替貸付が適用になっているご契約において、貸付金返済のお手続きができないことによる失効（いわゆるオーバーローン失効）も、お申し出をいただくことで2021年7月31日（土）まで猶予いたします。

3. 保険金・給付金のお取り扱い

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金・死亡保険金のお支払対象となる「疾病」に該当します。医師の指示により医療機関に入院された場合には、疾病入院給付金のお支払対象となります。同感染症により万が一死亡された場合は死亡保険金のお支払対象となります。

なお、医療費の発生しているオンライン診療および電話診療は、新型コロナウイルス感染症に限らず、通院給付金特約等の保障対象となる「通院」とみなして通院給付金のお支払対象としております。

また、新型コロナウイルス感染症を含むすべての傷病での入院治療において、入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情などにより「自宅またはその他医療機関と同等とみなせる臨時施設等での療養を指示された」場合には、弊社所定の医師の証明書等をご提出いただくことで、その期間についても入院給付金のお支払対象といたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大する状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に罹患された方のご請求手続きについて、以下のとおり特別なお取り扱いを行います。

① 入院給付金のご請求手続きについて

責任開始日（または復活日、復旧日、中途付加日）から2年以内に開始した入院のご請求

であっても簡易請求（※1）にてお取り扱いします。また、ご契約内容、ご契約の形態によって必要となる公的書類の提出を一部省略可能とします。

※1 簡易請求：「保険会社所定の診断書」にかえて「病院発行の領収書・診療明細書・退院証明書」等による手続き

② 死亡保険金のご請求手続きについて

ご契約内容、ご契約の形態によって必要となる公的書類の提出を一部省略可能とします。

4. 買増権保証特約・新買増権保証特約行使期間の延長

有効中の買増権保証特約・新買増権保証特約が付加されているご契約をお持ちのお客さままで、2021年1月7日以降に買増権行使可能期間が満了した場合に、権利行使可能期間を一律2021年3月31日まで延長いたします。

なお、当社からの通知物に今回の特別なお取り扱いについての記載はございません。

5. 契約者貸付の利息免除

新規の契約者貸付について、以下のとおりお取り扱いさせていただきます。

対象となるご契約	契約者貸付が可能なご契約全件（変額保険、変額年金保険を除く）
貸付利率※2	年利0.0%（貸付利息を免除）
受付期間※3	2021年1月7日（木）～2021年3月31日（水）まで
適用される期間	2021年7月31日（土）まで

※2 貸付利息免除にともなう差額の調整は所定の計算方法により適用期間終了後に行います（差額の調整が完了するまでの間、当社よりお送りする一部の通知物につきましては、貸付利息免除調整前の金額等でご案内となります）。また、貸付利息が免除されている貸付金と免除対象外の貸付金があるご契約に貸付金の返済があった際は、貸付利息が免除されている貸付金への返済が優先されます。

※3 お申し込み状況等に応じて、受付期間を短縮することがあります。

今回の特別なお取り扱いのお申し出やご質問につきましては、担当ライフプランナーもしくは当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

なお、当社では新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、お電話（ビデオ通話含む）や郵送等によるお手続きを推奨しております。また、お問い合わせ等の増加に伴い、カスタマーサービスセンターにつきましては、お電話がつながりにくくなる場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ窓口>

プルデンシャル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-810740（通話料無料）

受付時間：平日 9:00～18:00、土日 9:00～17:00

（祝休日・12/31～1/3 は休業）

※ご希望のお手続きによっては、カスタマーサービスセンターから担当ライフプランナーへ対応を代わらせていただくことがございます。あらかじめご了承ください。

【以下のお取り扱いは、2020年12月31日をもって終了いたしました】

1. 保険料払込猶予期間の延長（2020/12/31 以前のお申し出分）
2. 貸付金の返済ができないことによる保険契約の失効に関する猶予期間の延長（2020/12/31 以前のお申し出分）
3. 契約者貸付の利息免除（2020/9/30 以前の契約者貸付受付分）